令和８年度

第６回いわき市教育委員会議事録

令和８年９月30日（水）

第６回教育委員会記録

１　開会年月日

令和８年９月30日(水)　午後１時27分

２　開催場所

東分庁舎　５階　会議室

３　出席委員

教育長	平　澤　洋　介
教育長職務代理者	小　峰　美保子
委　員	阿　部　武　彦
委　員	小　林　利　明
委　員	緑　川　琴　江

４　説明のために出席した者の氏名

教育部長	赤　津　俊　一
教育部次長兼総合調整担当	篠　原　　潤
学校教育推進室長	金　成　晃　彦
中央公民館副館長	遠　藤　敏　行
参事兼教育政策課長	間　部　芳　文
施設整備課長	作　山　純　子
参事兼生涯学習課長	矢　吹　和　義
学校教育推進室学校教育課長	津　田　直　人
学校教育推進室学校支援課長	渡　邊　隆　之
総括指導主事兼総合教育センター所長	福　原　知　美
総合図書館副館長	秋　山　弓　子
参事兼文化振興課長	酒　寄　正　大

５　書　記

教育政策課主任主査兼総務係長	酒　井　誠　司

６　閉　会

午後２時12分

会議の大要

教育長　これから、令和８年度第６回いわき市教育委員会を開催いたします。
欠席委員の通告はございません。
書記には酒井主任主査兼総務係長を任命いたします。
会期は、本日限りといたします。
会議録への署名は、本日出席された委員の皆様方にお願い申し上げます。

教育長　それでは、「６　議事」に入ります。
「議案第１号　いわき市文化財保護審議会委員の委嘱（補充）について」、文化振興課長から説明願います。

文化振興課長　〔議案第１号　いわき市文化財保護審議会委員の委嘱（補充）についての説明〕

教育長　それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

教育長　御質問、御意見がないようであれば、本案件に関して、お諮りいたします。「議案第１号　いわき市文化財保護審議会委員の委嘱（補充）について」、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

教育長　「御異議なし」と認めます。
続いて、「７　協議事項」に入ります。「いわき市部活動地域展開推進計画（案）について」、学校教育課長から説明願います。

学校教育課長　〔いわき市部活動地域展開推進計画（案）についての説明〕

教育長　それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

小林委員　３点ほど質問があります。
１点目は、認定クラブが 100 くらいになる予測とのことでしたが、認定クラブ数が増えた場合、拒むものではないのでしょうか。

２点目は、種目によりますが、学校近辺のクラブに入ったが、入ったクラブの指導者と合わない場合、別のクラブへ入りなおすことなどは可能なのでしょうか。

３点目は、教育委員研修会に参加した際に、他の自治体では、市大会等を廃止にする傾向がありますが、いわき市の今後の動向はどうなっているのでしょうか。

学校教育課長　１点目の認定クラブの増加については、歓迎するものです。

これまで学校の部活動にはなかった種目のクラブが新設されることも想定されます。最近では、平ケイリンクラブがモデル事業として開始しており、このような取組は、子どもたちの可能性を広げるものであることから、否定するものではございません。

２点目について、加入したクラブの指導者と合わない場合は、生徒および保護者の自由意思を前提として、退会や別クラブへの加入（入り直し）は可能です。

３点目について、今後の中体連の大会の動向は、水泳など、種目によっては令和９年度には全国大会を行わず、令和 11 年度にも行わない種目がある、という状況です。そして、その間の見込みとはなりますが、全国や県の中学校体育連盟において将来的な大会の縮小や廃止を視野に見直しを検討していくことも考えられます。

さらに中体連以外にも、各種大会がかなりありまして、これらにつきましては、今後、我々の方から、大会の精選をお願いしていく予定です。いつになるかは分かりませんが、遠い将来には、種目ごとに、各種大会が整理されていくのかと思います。

教育長　ほかに御質問、御意見がないようであれば、「いわき市部活動地域展開推進計画（案）について」に係る協議を終了いたします。

教育長　続いて、「８　その他」に入ります。

「（１）　いわき市生涯学習推進本部委員の委嘱及び任命について」、生涯学習課長から説明願います。

生涯学習課長　〔（１）　いわき市生涯学習推進本部委員の委嘱及び任命についての説明〕

教育長　それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見があり

ましたらお願いいたします。

教育長　次に、「（２）　令和８年度いわき市立図書館読書週間事業について」、総合図書館副館長から説明願います。

総合図書館副館長　〔（２）　令和８年度いわき市立図書館読書週間事業についての説明〕

教育長　それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

教育長　次に、「（３）　国指定史跡「中田横穴」の一般公開について」、文化振興課長から説明願います。

文化振興課長　〔（３）　国指定史跡「中田横穴」の一般公開についての説明〕

教育長　それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見がないようであれば、これらについて終了いたします。

教育長　以上で、議事を終了いたします。

その他、委員の皆様から、これまでの議案等についてでも結構ですので、何かありますでしょうか。

小峰教育長職務代理者　学校訪問をした際に寄せられた意見で、２点ほど、よろしいでしょうか。

１点目は、これまでタブレットを生徒１人につき、1台ずつ配置し、予算をかけて学習に活用してきました。しかし、現在Chrome OSへ切り替えている時期で、従来の使い方が通用せず、困っている学校があります。学校内に操作方法をよく分かる教員がいると使い勝手が向上しますが、以前配置していた推進員の体制がなくなっているとの声も学校から聞いています。OS移行のこの時期に合わせて、学校の実態に応じた研修や支援の手立てを講じていただけないでしょうか。

２点目は、昨日訪問した学校では、給食の無償化に伴い集金事務がなくな

って非常に助かっているという声がありました。一方で、要保護・準要保護世帯への支援は市から手当が出ているにもかかわらず、学校に納入されないケースがあり、学校ごとに対応も異なっているため事務面での負担や対応の難しさが残っています。こうした運用を見直し、学校の事務負担を減らすことが働き方改革にもつながると考えるので、改善策を検討していただきたいです。

学校教育課長　１点目のタブレットにつきましては、OS は変わりましたが、操作自体は大きく変わっていることはないです。現場の先生の負担としては、今までの Windows から Chromebook に替わり、Office より使い勝手が悪いという印象を受けていますが、学校のデジタルの指導が変わるということはないです。実際、月２回 ICT サポーターを派遣しておりますので、十分に活用していただければと思います。また、コールセンターを開設しておりますので、問合せていただければと思います。実際に学校の先生でも Chromebook を使っている先生も多くいますので、聞いていただくのも有効だと思います。

２点目の準保護、要保護の問題ですが、そもそも市教委から保護者指定口座への振込に変えた理由は、学校が対象者ごとに現金を準備する事務負担軽減をしてほしいとの要望を受けて見直したものです。その前は、学校長の口座に入りまして、学校徴収金に未納がある世帯は、教材費など必要な額を差し引いて、保護者にお渡ししていました。

そのような経過から、以前の仕組みに戻すことはできないため、各保護者には、あくまでも教育費としての支給であって、生活費等に使用せず、教材費等に使用していただくようにご理解いただくしかないと思います。未納の場合は、リストを作り催促していくしかないと思います。

小峰教育長職務代理者　以前、学校に入金されていたのは準要保護の部分だと思うのですが、その部分も各家庭に振替されたという事ですね。全員が全員納入されないという訳ではないと思うので、口座に残してもらうように掛け合っていく必要がありますね。

Chrome については、学校の方から意見があったもので、サポートセンター等の支援があるのを分かっていなかった先生もいましたので、支援体制について広く周知いただきますようお願いいたします。

赤津部長　先ほどの御説明につきまして、１点補足させていただきます。

今回タブレットの OS を更新しましたが、初期導入時よりタブレットを現場で使いこなせてきたため、ICT サポーターの訪問回数を徐々に減らしてきた

経緯があります。当初は各学校を手厚く回っていましたが、現在は月 1 回程度の訪問となっております。しかし、昨年度からタブレット本体の故障が増え、機器故障時の対応等が難しいという現場の声が上がっています。そこで、月２回程度の訪問ができるようにするため、予算の増額を図っているところです。来年度の予算要求では、学校現場の意見を聞きながら予算増額を検討してまいります。併せて、ICT サポートデスクの周知にも取り組んでいきます。

教育長　学校訪問の際に意見をいただいていたため、このような機会で共有させていただいたところです。OS を変えたことで、使い勝手の違いによるミスマッチがあると思うので、各学校で使いながら理解を深めていただく必要があると考えています。また、より一層タブレットを活用できるよう、教育委員会として、注力していきたいと思います。

教育長　予定していた案件は、以上ですが、追加で審議いただきたい事項があります。

ここで、赤津教育部長、篠原教育部次長、間部教育政策課長と、書記の酒井総務係長以外の方は、退席をお願いいたします。

本案件は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項ただし書」の規定により、出席者の３分の２以上の多数で議決したときは、非公開とすることができることとなっております。

ここで、お諮りいたします。

本案件を非公開で審議してよいでしょうか。

〔委員より「異議なし」との声あり〕

教育長　異議なしと認めますので、非公開といたします。

それでは、「議案第２号　職員の懲戒処分について」、教育政策課長から説明願います。

※　非公開案件のため、議案第２号は、要旨のみを記載

（要旨）

「議案第２号　職員の懲戒処分について」は、質疑を行い承認されました。

教育長　円滑な会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上で、令和８年度第６回教育委員会を閉会いたします。